# 雨竜町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和５年３月２４日
雨竜町農業委員会

雨竜町農業委員会は農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう農業委員会等に関する法律第７条に基づき具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この方針は、雨竜町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、農業委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

１　遊休農地の発生防止・解消について

⑴遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|---|---|---|---|
| 現状<br>令和２年度 | 3,530 ha | 0.3 ha | 0.01 % |
| 目標<br>令和５年度 | 3,530 ha | 0 ha | 0 % |

⑵遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

〇農地の有効利用を図るため、利用状況調査や農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止や解消に努め、農用地の確保に努める。

〇利用状況調査・利用意向調査等を通じた農地所有者に対する指導・説明や相談活動を実施する。

⑶遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２　担い手への農地利用の集積・集約化について

⑴担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|---|---|---|---|
| 現状<br>令和２年度 | 3,530 ha | 3,361 ha | 95.21 % |
| 目標<br>令和５年度 | 3,530 ha | 3,385 ha | 95.89 % |

⑵担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

○農地の権利移動調査及び調整を行い、地域の農業者の実態を把握し、効率的な農地集積を積極的に行い、担い手となる農業者の確保に努める。

○農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用促進で、農用地の権利移動及び利用権設定を行い、認定農業者の認定活動支援を行うことで、担い手となる農業者への農地の集積、集約化を図る。

⑶担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３　新規参入の促進について

⑴新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） |
|---|---|
| 現状<br>令和２年度 | 1　人<br>（　1　ha） |
| 目標<br>令和５年度 | 1　人<br>（　5　ha） |

⑵新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

○町農業活性化推進協議会新規就農者育成プロジェクトを主体として、就農コーディネーターや関係機関と連携し、新規就農者への支援を行う。

○優れた農業後継者を育成・確保するため、北空知農業後継者育成支援協議会が実施する「北育ち元気塾」への参加を促進する。

○法人化を希望する農業者に向けた情報提供、研修会を実施する。

⑶新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。